

春日部市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の物品等を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の広報紙、封筒等の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他市長が別に定めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 市の公共性及びその品位を損なうもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に係わるもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 市内及び周辺地域の商工業の発展を阻害するもの
- (7) 美観又は風致を害するもの
- (8) その他掲載することが適当でないと市長が認めたもの

2 前項に掲げるもののほか、掲載できない広告に関する基準は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告媒体の種類及び広告掲載位置等)

第4条 広告の掲載を行う広告媒体の種類及び広告掲載位置、規格、件数、掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、広告媒体ごとに定める。

2 広告媒体を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、前項に規定する広告媒体ごとの定めにより、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
- (2) 公共的性格を有する企業等のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 公共的性格を有する企業等のうち、市外に事業所等を有するものの広告
- (5) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市外に事業所等を有するものの広告
- (6) 前各号に該当しないもので、広告として掲載することが適当であると、市長が認めたもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市で発行する広報紙、市のホームページ等により行うものとする。

2 募集する広告の枠数に広告の掲載を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）が満たないときは、前項の規定にかかわらず、第5条各号に規定するものに対し広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申請)

第7条 申請者は、春日部市広告掲載申請書（様式第1号）に掲載をしようとする広告の原稿、電子データ、図面等を添えて、市長に申請しなければならない。

(掲載の決定及び不決定)

第8条 市長は、広告の掲載の申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可

否を決定し、春日部市広告掲載決定・不決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の審査に当たり、特に必要があると認めるときは、広告審査委員会の意見を聴くことができる。

（掲載料の納付）

第9条 広告の掲載の決定をうけたもの（以下「掲載者」という。）は、市長が指定する期日までに当該広告の掲載料又は広告物品を納付しなければならない。

（広告掲載者の特例）

第10条 募集期間を設け募集を行った場合において、広告の枠数を超える申請があったときは、抽選により掲載者を決定する。

- 2 市長は、掲載者が引き続き広告の掲載を希望したときは、これを優先することができる。

（掲載者の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

- 2 掲載者は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体の原状回復を行わなければならない。この場合において、掲載者は、原状回復が完了したときは、所管課長の確認を受けなければならない。

- 3 版下原稿、広告の作成に要する経費及び広告媒体への取付及び撤去に要する経費は、掲載者の負担とする。

- 4 広告媒体へ掲載された広告に破損等が生じた場合において、その修復に係る経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とする。

（掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 指定された期日までに版下原稿の提出がなかったとき。
- （2） 広告の掲載料を納付しなかったとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に支障があると認めたとき。

（掲載料の還付）

第13条 既に納付された広告の掲載料は返還しない。ただし、掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告の掲載料を還付するものとする。

（広告審査委員会の設置）

第14条 広告媒体への広告掲載の可否に関し必要な事項を審議するため、春日部市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。
- 3 委員長は財政課長をもって充てる。
- 4 副委員長は政策企画課長をもって充てる。
- 5 委員はシティセールス広報課長、管財課長、総務課長、商工振興課長及び社会教育課長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第15条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第16条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第17条 委員長は、審議のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意

見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、部長決裁のあった日から施行する。

(春日部市広告掲載要綱の廃止)

2 春日部市広告掲載要綱（平成30年9月26日制定）は、廃止する。